

非正規の正社員化は急務

通信労組



通信労組春闘要求書
(第1,2次要求)から

NTTグループ労働者の3割を超える非正規雇用労働者は事業の中心を担いながらも、いまだに通勤費さえ全額支給されていない労働者も多く、低賃金で正社員並みの働きが押し付けられています。正社員化にむけた企業の改善責任は急務です。

通信労組は、NTTグループ各社に対し下記項目の春闘要求書を提出しました。NTTグループで働く労働者の厳しい雇用と生活実態のなかから出された切実なものであり、その実現が待たれるものばかりです。

非正規雇用労働者の通勤費実費支給と食事補助制度の実現を！

安心して働き続けられる社会に

非正規

同じ仕事は 同じ賃金を

- ・労働契約法20条に基づいて、正社員と非正規雇用労働者の格差をなくす
- ・雇用の継続及び解除は、本人の意思を確認し、一方的雇止めは行わない
- ・同一業務に1年以上従事している非正規雇用労働者に対しては、本人の希望により正社員で雇用する
- ・非正規雇用労働者に通勤実費を支払う
- ・非正規雇用労働者の「成果・業績主義賃金制度」を廃止する
- ・食事補助制度を社員と同等に設ける
- ・年次有給休暇の完全取得を保障する

配転
赴任

遠隔地配転者を 地元へ戻せ

- ・「遠隔地配転及び単身・家族赴任に関する協約」の締結に応じる
- ・配置転換については、労働組合と事前に協議し、本人の同意および労働組合の同意を得て行う
- ・配置転換はILO156号条約・165号勧告を遵守し、本人や家族・家庭の事情、健康状況等を十分配慮し行う
- ・赴任期間中に本人や家族・家庭の事情、健康上に問題が生じた場合は、本人の意向に沿った速やかな是正を
- ・単身・家族赴任期間は最高2年とする

労働
時間

家族との生活・健康 に配慮した規制を

- ・労働時間(休憩時間を含む)は、1日拘束7時間(午前9時～午後4時)週35時間とする
- ・時間外労働は1日2時間、1ヵ月20時間以内とし、年間150時間を上限とする
- ・年次有給休暇は、年間25日とする
- ・夏期休暇(有給)は5日とする
- ・交代勤務で平日の週休日が電記念日と重なった場合、半日の特別休暇を付与する
- ・「雪おろし・除雪特別休暇」を新設する
- ・時間単位年休の取得日数の上限廃止
- ・60歳超え契約社員に社員と同等の特別休暇制度を導入する

パワハラのない働きやすい職場を

健康
安全

労災や過労死 過労自殺をなくせ

- ・「過労死」「過労自殺」をはじめとする労働災害をなくすために、会社自らの安全配慮責任により原因究明の徹底と再発防止策を講じる
- ・屋外作業労働者に対し熱中症予防対策として、クールドスプレー・飲み物等を支給する
- ・台風到来及び上陸時、進行予測等に伴う交通網の運行状況を早めに把握・判断し、速やかに避難指示、帰社・帰宅指示を行う
- ・休職復帰時は、健康管理規定を遵守し、健康回復を最優先したサービスを保障する
- ・業務上疾病の発生防止対策を強化し、主治医の判断と本人の意向を尊重した職場復帰を保障する

労働
環境

働きやすい 職場環境を

- ・外勤作業、高所作業、無人ビル作業、夜間作業は安全確保のため2名以上の作業とする。また、外勤作業、高所作業においてはガードマン配置を行う
- ・パワハラ、セクハラをなくすために働きやすい職場環境を実現し、新たにパワハラ規定を設ける
- ・メンタルヘルス不全を根絶するために人間らしい労働条件・環境を保障する
- ・心の健康問題により休業した労働者に対しては、厚労省の「職場復帰支援の手引き」に基づき、職場復帰プログラムを作成して対応する
- ・すべてのエレベーターの安全点検を強化する

企業
年金

確定給付年金 制度に戻すこと

- ・退職金の減額が想定される、確定拠出年金制度をやめ、確定給付年金制度に戻す
- ・NTT企業年金加入者の給付率は、キャッシュバランス制度を廃止し4.5%を保障する
- ・「企業年金委員会」は、全NTTグループ労働者に公平な意見提起を保障する立場から、NTTグループ会社全ての労働組合が参加できる委員会に改める
- 正社員化で健保・年金財政の健全化を**
- ・健保保険料は、現行折半から労働者負担3割、会社負担7割に改める
- ・介護保険は、すべて会社負担とする
- ・医療費の負担最高額を月5,000円に戻す

めざそう国民のための情報通信

広域
地域

広域・地域会社の 労働条件向上を

- ・NTT本体会社より委託・移行された全ての業務と社員をNTT本体会社に復帰させる
- ・広域・地域会社で労働条件を向上させることが可能な委託費を保障する
- ・労働強化とサービスの切捨てを助長させるNTT本体会社とのOLA契約を直ちに中止する
- ・NTT本体会社からの委託業務内容の変更は、広域・地域会社労働者の労働条件に多大な影響をあたえることから、事前に説明する
- ・非正規雇用労働者を正社員にする
- ・通建会社等の労働者の生活と安全な労働環境が保障される適正な請負単金とする

雇用
延長

退職時の労働条件で 65歳までの雇用を

- ・高齢者雇用安定法に基づき、定年年齢を65歳まで延長する。定年延長までの間、希望する全社員対象の65歳までの継続雇用制度を設ける
- ・60歳超え契約社員のフルタイム・隔日勤務者の賃金を月給制とする
- ・60歳超え契約社員で外勤作業をおこなう隔日(3,4日)勤務者にフルタイム勤務者と同様に外勤手当を支払う
- ・60歳超え契約社員に社員と同様の特別休暇制度を導入する
- ・食事補助制度を社員と同等とする

情報
通信

情報通信サービスの 確立と充実を

- ・電気通信事業法及びNTT法に基づき、情報通信の公共性を守り発展させる立場で業務運営を行う
- ・ユニバーサルサービスとして全国どこでも、誰でも、安価な同一料金で利用できる通信サービス(電話・携帯電話、インターネットなどを含む)を保障する
- ・ユニバーサルサービス料の利用者転嫁と年7%のコスト削減を撤回し、すべての部門に十分な要員を配置してユニバーサルサービスの充実を図る
- ・通信インフラの耐災害性の向上を図る

3月9日～18日まで時間外拒否でたたかいます

労働
相談

なんでも相談
ホット・ライン



Eメール:koetcwu@gmail.com

☎03-5355-7932



通信労組

〒156-0043東京都世田谷区松原3-41-15 NTT松沢別館2F
連絡先03-5355-7931 FAX03-5355-7930

2015年3月1日号